

年七月には政府情報局に協力してアメリカの野望を呪う放送をする。十月四日付の「基督教新聞」に載った「米國滅亡の予言」が同じ内容とされる。それは南洋の戦場で米軍兵士が日本兵の白骨からペーパーナイフを造ってルーズベルト大統領に送ったという情報を受けたもので、次のような内容だった。

「禍なる哉アメリカ！白く塗りたる墓の如し」と云ふ言葉はアメリカの為に造られた言葉だ！口に平等を唱へて他民族を圧迫し、言葉に自由を弄して、自己のみの優越性を維持せんとするその放縦性を全能者は許し給はないであらう。反省せよアメリカ！キリストの名は余りにも彼等の砲弾によって穢され、アジアの諸民族はアメリカの為に踏く！あ、遂にアメリカの為に日本は永遠にキリスト教的教化を見る機会を失ってしまった。十字軍が永遠に中央アジアをキリストより隔絶した如く、此度の太平洋戦争は、永遠に、極東をキリストより隔絶してしまった。……」

袖井林二郎は「情報局の命ずるままに」と言うが、⁽¹²⁾これが賀川のこの時点での本心であり、彼なりの信仰に基づくキリスト教国アメリカへの警鐘であったと考えられる。問題は、日本及び日本の教会もまた「禍なる哉！」「白く塗りたる墓の如し」だったことであり、それに対して賀川は、本質的な批判を持っていない。一九四四年十月末、賀川は宗教使節として将官待遇で南京・上海など中国各地を巡っているが、佐治は断片資料を突き合わせて彼の宣撫活動を明らかにしている。

一九四五年八月十六日の戦意昂揚音楽礼拝の説教を担当する予定が流れた賀川は、敗戦後最初の主日（八月十九日）、松沢教会の礼拝において「世界国家」（国際連合）について語り、日本も将来これに参加すべきであると説いて世界市民としての秀でた見識を示す。国難の時期に国民と共に苦悩することを選んだ彼は、新日本建設のため再び政府と歩調を合わせて歩み始めるのである。そして国民総懺悔運動の旗を振った彼は、その目標たる国体護持・天皇免責にも進んで協力する。すなわち、八月三十日の『読売報知』に「マッカーサー総司令官に寄す」を寄稿し、全国民が天皇によって平和への回心を遂げたことを訴えたのである。

「マッカーサー総司令官閣下 日本国民はかういつた国民なのです。お考えのままに生きてゆくのです。陛下はあの御詔書で、この戦争の国民に及ぼす困難を、尊い御身をもってお受けになりました。国民はこの詔書を押して、泣いてわが身を懺悔しないものは、一人としてありませんでした。……国民はただ従来自分の行為が、陛下の御期待にそひ得なかつたことを悔悟し、陛下の御明示の如く、世界文化への貢献、世界平和への奉仕にと直ちに回心したのです。」⁽¹³⁾

天皇がこのような存在であればこそ、しかるべき責任ありと考えるのが当然である。しかし賀川は、それゆえに占領軍は広い心をもって天皇を免責し、日本人の特質を生かすべきだと訴えたのである。これに関連して、十月の初め『朝日新聞』に掲載された「座談会アメリカ民主主義」における賀川の発言に注目したい。彼は、皇統連綿たる皇室を戴く君主制民主主義こそが民主主義の理想であると説き、天皇を日本の救済者としていのである。共同体と同一性を持つ皇室によって日本の民族的創造性が保たれるという賀川は、「また、創造性だけはいかん、といふのは弱って行く半面つまり戦争に負けたような時にこれを償ふ半面があるのですがそれを今度は八月十五日に完全に発揮していただいたこれは日本の主権者の御慈悲です、つまり救はんとする意志を持ってゐるやうな連帯意識の完全なものでなければ本當の主権者の資格がない」と言うのである。⁽¹⁴⁾

国体護持に固執して戦争終決を引き伸ばし、沖縄戦・原爆・ソ連参戦を惹起せしめた、遅きに失した「聖断」を「日本の主権者の御慈悲」と言い、「救はんとする意志を持ってゐるやうな連帯意識の完全なもの」と呼ぶのである。完全な連帯意識とご慈悲をもって日本民族を救ってくださった天皇のゆえにも、国民は総懺悔すべきということになる。

外国人記者団に、戦争犯罪者と目される人物の名を尋ねられた賀川は、「戦争犯罪者の最大な者は私です」と答え、はからずも双方で呵々大笑したと言われるが、彼の戦争責任に関する認識は、この程度のものでしかなかった。

敗戦後、皇室は政治的な駆け引きからキリスト教への接近を計り、キリスト教界は天皇の改宗を期待するという一時期があった。⁽⁴⁾ 一九四七年五月二十日、カナダ渡航を前にした教団総会議長小崎道雄は参内し「天皇陛下に拝謁」している。六月二十日の「教団新報」によれば、「陛下は小崎氏に対して今回のカナダ渡航の使命、教団の現状に就いて委しく御下問あらせられ、尚ほ、「キリストに由つて世界の平和が達成せられることを信ずるが故に、キリストを通じての世界平和に我が国も亦貢献したい」との御言葉があり、更に「議長が使命を完うし、健康を以て無事帰国せんことを祈つてゐる」と仰せられ、実に三十分にも亘る拝謁を賜はり、小崎議長は感激に溢れて退出した」という。

天皇がここまで融通無碍にものを言うものだろうかと驚く。キリスト教側の欲目もあるだろう。いずれにしても、罪を悔い改めることなく平和を語る日本の政治文化の根源を覗くような思いである。

勿論、賀川豊彦あるいは教会が天皇の戦争責任を問わなかったゆえに天皇が免責されたわけではない。アメリカが日本の占領政策を円滑に進め、共産化をも防ぐために、高度な政治的配慮から天皇の戦争責任を不問にしたことは、すでに明らかにされてきているところである。⁽⁵⁾ しかし、この間教会は、神より特別な機会を与えられていたことは疑い得ない。悔悟と赦罪にその原点を持つキリスト者及び教会は、自らの悔い改めによって天皇制国家の罪をも明らかにすることができる存在であったのであるが、それをなし得なかったし、なそうという意識もなかったのである。

五、戦争責任を回避する教会

ところで、この時期の教会が戦時下の罪責を考えることはなかったのだろうか、もしあったとすれば、なぜそれが実を結ばなかったのであろうか。

敗戦後も教会は新嘗祭や紀元節の礼拝を続ける。これは明治期以来染みついた体質である。⁽⁶⁾ こと天皇問題においては限界があることは否めない。それでもより真実な悔いを「教団新報」に探してみよう。たとえば前述の統理指令を掲載した号の一面には「国民悔恨の震源地」という記事がある。これは、十月五日の東久邇宮退陣によって総懺悔運動が頓挫するのではないかと危惧する内容で、キリスト者自らがまず懺悔すべきことを訴えている。

「我等をして神の尊厳と稜威とを冒した酬ひの如何に畏るべく戦くべきものであるかに慥伏せしめよ。其の不誠実なりしことに慟哭せしめよ。我等は万罪の本源が至義、至聖の神の尊厳を蔑ろにし、その稜威を侮ったことに存在することを明確に認識せねばならぬ」

そして、次のように結論つけている。

「此の際我が基督者が神を畏懼し、其不誠実なりしことを台前に慟哭しつゝ、悔恨し、十字架の贖償に由るに非ざれば、再生し難き自己の罪惡に戦慄しつゝ、基督の足下に身を投じて、其の恩寵を哀求、懇願するに至らない限り、我が国民の間に道義の昂揚せらるゝ、中心なく、其の向上の便のないことを基督者は先ず覚知せねばならぬ。人類は自分の能力では悔悟遷善し得ないやうに出来ている。」

統理「指令」とは異なり、キリスト教の精神に基づく純粹さを窺うことができる。しかし、「神の尊厳と稜威とを冒

流」が何を指すのかが明確にされない以上、これも国体護持のための方便としての総懺悔に飲み込まれてしまう。

また、敗戦から一年を経た昭和二十一年八月二十日号の「教団新報」には、後に日本基督教會神学校の校長となる栗原久雄が「教会の再建」という説教を寄せて訴えている。

「日本は国家を第一にして真理を第二にした故に遂に敗れた。教会はこの真理を一步でも譲るとき打破られ遺棄されてしまふ。戦争中の日本の教会はこの点どうであったか。教会が絶対優位に置くべき信仰の告白さへはかし、譲歩し、しないまでも伏せてしまつてゐたではないか。戦争中多くの基督者が日本人たることを第一にし、基督者たることを第二にしてゐたのではないか。もう二度とこのやうな過誤を犯してはならない。」

しかし、こうした声が教会の声となり告白となつてゆくことはない。その理由の第一は、GHQの優遇を得たキリスト教伝道は千載一遇の好機を迎えたとの認識から、教会は伝道に邁進したこと。第二は、国家神道への妥協を罪と認識できないほど、それが明治以降の教会において培われた体質であつたこと。第三には、対米関係のみ改善されればそれでよしとされてしまふやうな、脱亜入欧型のキリスト教でしかなかつたことなどである。教会堂の再建と伝道は後回しにすべきだつたとは言わないが、伝道の主体である教会の建直しと伝道の内容である信仰の建直しが不明確なままブーム期を迎えたことは、禍根を残したと言わざるを得ない。

一九四五年の十月二十五日～十一月九日、世界キリスト教会連盟委員長D・ホルトム一行四人の慰問親善使節を迎えた教団は、宣教師の受け入れについて協議し協力を約束し合う。このとき一行は、日本の教会の戦時中の妥協的な態度に釈然としないものを持っていたようであつたが、教団首脳者の説得によって日本の教会は根本的には神道と妥協しなかつたということを受け入れたようだと言われる。⁽¹⁸⁾ 同時期の十月十八日～十九日、ドイツ福音主義教会は、世界教会協議会の代表者を迎えたシュツットガルトの会議において、かの罪責告白をなしたことを思うと両者の違いは大きい。

もう一つ象徴的な出来事として、賀川豊彦誹謗事件がある。一九四五年十二月、米軍の新聞「パシフィック・スターズ・アンド・ストライプス」が、賀川豊彦の戦時中の軍部への協力を批判する記事を載せ、これが「読売報知」で紹介され、戦争責任者追求がなされていた時だけに波紋を投げ掛けた。「教団新報」の昭和二十一年一月二十日号には「戦争中における教団律法行政の実相、戦争責任者は何人か」という記事が掲載されるが、これは、教団幹部の戦争責任を問おうとする声を制して、「能動的に戦争を指導した覚えは毛頭ないのである。基督教を奉ずる限りそんな行動、言論に出でられる道理はない」「教団は政府、軍部の強調する戦争目的を其のまゝ、部内に伝ふることを命ぜられ…軍部、政府を信頼して、安心して取り次いだまでである。戦争であるからは其の必勝を希願し、意図することは民族の義務である」と開き直るものだつた。⁽¹⁹⁾

特高警察の監視のもとになされた戦争中の教会の発言に対しては、それを十分に考慮する必要があるにしても、戦後のこうした弁解には同情の余地がない。罪を犯すことは止むを得ないことであるが、それを罪と認めず悔い改めないところこそが最も教会にふさわしからぬことではないか。

賀川の一件に関しては、占領軍の従軍牧師たちの非難もあり、またGHQの思惑もあつて批判記事を書いた記者は退けられる。一方、日本基督教団の東京教区は、昭和二十一年五月二十一日付で声明書を発表し、賀川氏について「同氏が終始一貫、戦時中にも一身の危険をも意とせず国際道義の普遍的昂揚と絶対平和の為努力奮闘し來つたことを、其の信仰、思想、言動より確認する」と弁明した。賀川豊彦弁護はとりもなおさず教団の自己弁護のものであつた。教団は、こうしてこの問題に決着をつけ、いよいよ「新日本建設キリスト教運動」三ヶ年計画に突入してゆくことになる。その宣言に曰く。

「我等日本国民は今次大戦に対する責任を痛感する。特に平和の福音を信奉する基督教徒として、深刻なる反省と

ざんげと悔改を表白するものである。無限に赦し給う天の父はその豊かな恩寵を以て、我等に再生起死の途を開き給うことを確信する。然し筆舌に尽し難き戦禍の現実を直視し惨たんたる同胞の苦悩を見ては、新しき十字架の我等を待ちつゝ、あることを意識するものである。」

教会としての罪責の認識は具体性を欠いて不明のまま、同胞と共にその苦悩を負う教会の姿のみが印象に残るという印象は拭えない。この「深刻なる反省とざんげと悔改」によって教会における一時の戦責問題に終止符が打たれるのである。

新日本建設叢書第十四輯『現下の諸問題と基督教』（村上治、一九四九年）は、敗戦の原因について述べる中で神観の誤りに言及し、「神でない」と知りつつ、天皇や特攻隊員を神なりと呼んだ。神の観念が不明瞭であったからでもあるが、便宜上から神ならぬものを神としたのである。そこに虚偽があり、偽善があった。神でないのに神とされたものこそ迷惑至極な話で、斯く神ならぬものを自己の便宜から神とすると云ふのは全く冒涇の上もない不敬でもある。而もこの嘘の基礎に立って、徒らに日本の優越を誇り、独善に陶醉したのが大戦前からの日本である」としている。しかし、これは教会の自己反省の言葉ではなく、日本の道義的荒廃についての分析に過ぎない。「深刻なる反省とざんげと悔改」はどこに行ってしまったのであろうか。教会が新日本建設運動に乗り出した頃には、世論もまた戦争犯罪人の追求から生活と国家再建に向かつており、両者は時を同じくしていたと言える。

渡辺信夫は、「悔改めというものは具体的でなければならない。しかし、終戦直後、私たちは具体性を欠いたまままで悔改めを求められた。（中略）反省を拒否する要素が教会の中に根強く残っていた。それがあつたために、日本の教会は戦後、戦争責任を具体的に負うことを拒んだ」と言う。⁸⁰

六、教会における戦争責任の自覚

戦時下の罪責を水に流した教会は、敗戦から五年ほどの間平和を謳歌し、その担い手のように振舞う。ところが、一九五〇年六月二十五日朝鮮戦争が勃発すると、それまではなやかだった平和主義謳歌の声はかき消されて行く。見るものの目には、「このとき以来キリスト教会が社会の前に露呈した醜悪さは、戦争中のそれに匹敵する」と見えた。⁸¹

この時点で、戦後の見せかけの平和を問い直す動きが、教会の中に起こる。翌年、東京で「キリスト者平和の会」が発足し、それが各地に広がって原水爆禁止運動などを繰り広げて行く。こうした平和運動への取り組みが、教会に戦時下の在り方を問い直す契機を与えたのである。たとえば安藤肇の『深き淵よりキリスト教の戦争体験』は一九五四年に発足した長崎キリスト者平和の会を通しての働きの中で公にされた告白であつた。⁸²

一九五〇年代後半から六〇年代にかけての戦争責任論は、概ね平和運動に促され、戦争協力の問題を中心に展開したと言つてよい。安藤肇がいち早く、また大塩清之助も偶像礼拝の罪を指摘しているが、こうした認識は当然教会の中にあつたはずである。⁸³だがそれはまだ教会の告白としては現われない。そして戦争協力の罪を教会の罪として認識するひとつの到達点が、一九六七年の「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」であつた。

この時点では、戦後教団を離脱した教派および戦後設立された教派の中に教会の戦争責任の自覚は希薄だった。それは靖国神社法案への反対運動に端を発するヤスクニ闘争の中で自覚され培われて行くことになる。一九六九年、国会に提出された靖国神社法案に対する反対運動には福音派諸教派も加わることになる。これも当初は再び軍国主義の道へ進んでならないという平和運動が基調にあつて、政教分離を目指す戦いであつた。また現実的にも広く革新勢力、市民

運動と連帯して法案成立を阻止してゆくことが目指され、有効でもあった。しかし、何よりも大きな成果は、ヤスクニ闘争を通して「この国」と「この国の教会」が見えてきたということである。

八十年代の反ヤスクニ運動は、市民運動との連帯もさることながら教会の戦いとしてこれを捉え直して行くことになる。一九七六年に日本基督教改革派教会が創立三十周年を記念して出した「教会と国家に関する宣言」は、こうした流れに先鞭をつけた。福音派もまた国家に対する教会の自律性を学び、宣教の課題として靖国問題を捉え、伝道と教会形成のあり方を問い直すということをし始める。一九八〇年の単立キリスト教会連盟総会における講演記録（後藤敏夫「教会と国家」）の出版（八二年）などはそうした意味を持っている。またアジアの視点ということから言えば、一九八五年、戦後四十年を機に「朝鮮の神社参拝と日本の教会」をテーマに掲げて行なわれた悔い改めと祈禱に向けてのつどい、並びに継続して行なわれた証言集会は、福音派がこの問題に取り組む道筋を示した。一九九〇年、日本基督教教会は「韓国・朝鮮の基督教教会に対して行った神社参拝強要についての罪の告白と謝罪」を行なう。これは旧日本基督教教会時代の具体的な罪を、日本の教会が初めて告白したものである。

こうした取り組みの中で、いよいよはつきり見えてきたことは天皇制の問題だった。特に、先の大葬から大嘗祭までの一連の出来事の中で、象徴天皇制の名の下に生き続ける国家宗教を見せつけられたのである。八〇年代後半からの各教派による戦責告白には、第一戒に関する教会の罪責の告白が明瞭に打ち出されるようになる。たとえば日本バプテスト連盟の「戦争責任に関する信仰宣言」（一九八八年）は次のように告白する。

「しかし、かつての大戦下、わたしたちは、まさにこの主告白において誤りを犯した。すなわちわたしたちはこの世界に主イエスの支配の及ばない領域を認め、『神社は宗教にあらず』と強弁しながら天皇を『現人神（あらひとがみ）』とする天皇制国家とその侵略戦争を教会と両立できるものとし、しかも戦争遂行に荷担して隣国の人々に

神社参拝を強要するような誤りさえ犯した。」

もうひとつの特徴は、戦争責任を戦時下に限定するのではなく、明治以来の富国強兵政策に同調して歩んできた教会のあり方をトータルに反省しようとする姿勢である。前述のバプテスト連盟の宣言が、「この大戦がまさに明治以来の富国強兵政策の『力』の絶対化と『むさぼり』の行きつく結果であった」と言い、やはり前述した日本基督教教会の告白と謝罪が、「韓国・朝鮮に対する『明治』以来の侵略行為を肯定し、それに荷担しました」としていることは、教会における罪責認識の深まりを示している。また、こうして歴史をさかのぼって罪責を告白することは、戦後責任の自覚の深まりと表裏の関係にあることは言うまでもない。再びバプテスト連盟の宣言を引けば、「そしてわたしたちは、『むさぼり』が今日においてもアジア諸国の民衆を抑圧するばかりか自らの生をも歪めていることを知りながら、未だ祝福に応答する『平和を造り出す者』の生き方を実現できないでいる」ということである。

七、敗戦から四十五年目の大嘗祭

昭和天皇がその戦争責任をついぞ認めることなく死去、大嘗祭をもって現天皇がその後継となることを、五十年前誰が予想したであろうか。が、実はこれこそ東久邇宮首相が総懺悔運動によって守ろうとした「国体」だったのである。そして、五十年前の教会が一億総懺悔に協力し、悔い改めない天皇及び悔い改めることをしない日本の政治文化の継続を助けたということの罪責がここに来ていよいよ明らかになったのである。言い換えれば、皮肉にも教会は、戦後五十年かけてやっとその罪責の本質を見極めるようになってきたということができよう。

大嘗祭は、踐祚・即位式とともに行なわれてきた天皇の即位儀式で、一八八九（明治二十二年）の旧皇室典範、一九〇九（明治四十二年）年の登極令で成文化され、国家神道体制を演出するにふさわしい儀式の細目が定められた。しかし、敗戦と国家神道の解体により現皇室典範では即位式を行なうことのみが法律の許容するところとなる。仮にこの時点で天皇位の継承がなされたならば、即位儀式はこの時代の変化をある程度明瞭に映し出すものとなったであろうと推測するのは愚かであろうか。ところが四十五年後の即位儀式は時代錯誤もはなはだしいものであった。天皇死去の当日には、踐祚（剣璽等承継の儀）が国事行為として行なわれ、即位式では、高御座から即位を宣明した天皇に海部首相が「天皇陛下万歳」を三唱し、天皇の神格化に不可欠と考えられる皇室神道の秘儀である大嘗祭が公的な皇室行事として、国費の支出をともなつて行なわれたのである。

明治・大正・昭和の三代に絶対化された天皇制における大嘗祭理解は、昭和の大嘗祭に関する次の国定教科書の一節の記述に凝縮されている。（国民学校「初等科修身巻四」）

「これこそ、實に（天照）大神と天皇とが御一體におなりあそばす御神事であつて、わが大日本が神の國であることを明らかにするものと、申さねばなりません。」

これに対し、平成の大嘗祭に対する政府の公式見解（一九八九年十二月二十一日）は、以下の通りである。

「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになつて、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があつたときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」

繰り返すが、「皇位の継承があつたときは、必ず挙行すべきもの」としているのは法ではない。公式見解の前半部分は、後半部分の必然的な理由にはなつておらず、必然的理由は隠されている。それは言うまでもなく国定教科書に述べられた大嘗祭の意義である。

こうして一連の即位儀式は、憲法の基本理念である国民主権を犯し、政教分離の原則に違反した。キリスト教界においては、反ヤスクニ闘争の流れの中で、政教分離の観点からの大嘗祭批判が広く展開され、あるいは国家的な偶像礼拝の顕現に、この国に息づく宗教の本質を再確認させられることにもなつた。²⁴⁾

しかし、ここで特に注目したいのは戦後四十五年目の大嘗祭の歴史的な意味についてである。振り返れば、アジア太平洋戦争に敗れたとき、大日本帝国の指導層が執心したことは「国体護持」の一事であつた。GHQ占領下に処刑を免れ、サンフランシスコ講和条約後も退位せず、ついに戦争責任を認めることもなく昭和の天皇は亡くなった。そして旧皇室典範に則つた大嘗祭が、国家予算の支出をともなつて行なわれたとき、四十五年前「国体護持」に戦々恐々とした人々は、最終的に胸をなでおろしたのであろう。つまり、大嘗祭は国体護持の最終段階だったのであり、これによって天皇は戦争の罪責を逃れ、戦後日本の政治文化は「悔い改めない」という特質を明らかにしたのである。

かつて柳田友信は日本キリスト教史を三区分し、近世の日本は国外から三つの大きな挑戦を受け、それには宗教的挑戦が伴い、日本はこれに民族的応答をなしたと言つた。²⁵⁾ 第一は、鉄砲伝来、これにはローマ・カトリックの宣教が伴い、日本はバテレン追放令をもつてこれに応えた。第二は、ペリー来航、これにはプロテスタントの宣教が伴い、日本は教育勅語の渙発をもつて応えた。第三は、マッカーサーの進駐、これに再度キリスト教の宣教が伴つた。柳田は「この第三次挑戦に対する民族的応答は、今尚与えられていない」としたが、今や大嘗祭をもつて半世紀後の民族的応答と見ることができらるだろう。

国家の罪と悔い改めについて、家永三郎は、植村正久の「三種の愛国心」及び内村鑑三の「国家的悔改」から引用し、「自国の罪過を感覚し」「国家的悔改」を遂行することこそ、祖国が再度の「罪過」のくり返しに陥るのを防ぎとめ、新生への道を邁進する原動力たらしめる不可欠の前提となる「愛国心」の発露であると確信する」という。明治のキリスト者の国家意識は、旧約時代のそれに近いものであり、家永も世代を越えた日本国民の連帯責任を言うことでこれに同意する。これに対して纏綿厚は、同じく戦争責任を問う立場から、自覚的主体的在り方を主張する。⁸⁰

「戦争責任とはどのような世代に属そうとも、自らを歴史創造の主体とする認識を持ち公民としての自覚が深化するに伴い必然的に育まれるべきであつて、『日本国民』ゆえに宿命づけられかつ無条件に相続すべき責任のことでない。それは決して他律的なものであつてはならず、合理的な理由や説明なく無理矢理に背負い込むことは却つて戦争責任の本質論から遠のく立場に自らを置くことにならう。」

私も、旧約の民のような罪の連帯意識を、安易に日本国民に適用することは避けなければならないと思う。しかし、「戦争責任とはどのような世代に属そうとも、自らを歴史創造の主体とする認識を持ち公民としての自覚が深化するに伴い必然的に育まれるべき」ものであり、それが政治文化として問われるところなのである。旧約の民の罪の連帯意識は、教会に適應されるべきであつて、それも「宿命づけられかつ無条件に相続すべき責任」というより、教会についての信仰によって自覚されるべきものであらうと考えるのである。日本の教会は戦後五十年を経た今、その前の五十年間に日本の「近代化」に關与した全体を省みなければならぬ。また、福音派という枠で考えるなら戦時下に破綻した

聖書信仰とか、きよめの教理のこと、あるいは海外への伝道を含めて伝道のことなどが問われなければならないであろう。福音派の特徴的なところ、言い換えれば最も痛い部分で戦責を考えるといることが必要であらう。教会も大いに誤り得るし、罪を犯すのであるが、問題は罪を罪と認め、悔い改めることができるかどうかにある。

内村鑑三は日露戦争当時、すでに次のように言っている。

「キリスト教の教師が聖書の言を引いて戦争を奨励するが如き教会墮落の徴候はありません。かかる教会は、確かに主に呪われたる教会でありまして、その呪われたる最も確かなる証拠は戦争終えて後に、彼等が不信者にまで非常に蔑視（かろしめ）らるるので分ります。平和はキリスト教の専門であります。是れあるが故にキリスト教は世界の尊敬をひくのであります。然るをその教師が、世の普通の愛国心に引かされて、その根本教義までを曲ぐるに至りましては、是れ塩がその味を失つたのでありまして、後は用なし外にすてられて人に踏まれるのみであります。」⁸¹

渡辺信夫は、その後九十年、戦後五十年を経た今言う。「我々のキリスト教信仰は、妥協を重ねても、それを妥協として反省することのない疑似キリスト教であった。平和のための努力を後回しにして良いとは言わないが、自分自身が本物のキリスト者になることが第一に必要なではないか」⁸²

教会が戦時下の罪責を告白し、明治期以来のあり方を問い直してゆくことは、教会自身のためであり、かつわが国の政治文化にかけがえのない貢献となるに違いない。

注

(1) 三島憲一「ドイツ知識人の果たした役割」「戦争責任・戦後責任」(朝日新聞社、一九九四年)二二七頁。

(2) Vergangenheitsbewältigung の訳語、戦時中の非人道的行為に対する責任と償いを果たしてゆくこと。望田幸男「戦争責任・戦後責任」問題の水城

- 『戦争責任・戦後責任』（朝日新聞社、一九九四年）。
- (3) 山本務訳「政治における救し」『過去の克服・二つの戦後』（NHK、一九九四年）。
- (4) 安藤肇「深き淵より」（長崎キリスト者平和の会、一九五九年）。
- (5) 安藤肇「あるキリスト者の戦争体験」(YMCA同盟出版部、一九六三年)。
- (6) 戒能信生「教勢から見た日本基督教団の五〇年」『日本基督教団五〇年史の諸問題』（新教出版社、一九九二年）一三三頁。昭和二年一月一日号の『教団新報』には四五五教会が焼失、三三一人の教職が罹災したとある。
- (7) 袖井林二郎「マッカーサーの二千字」(中公文庫、二二七―八頁)。
- (8) 教団統理者の八月二十八日付「指令」は、昭和二十年六月一・十・二十日合併号の『日本基督教団新報』に掲載されている。これは敗戦後最初に出されたものであるが、記事の内容からみて実際に出されたのは十月五日以降である。
- (9) 横山春一「賀川豊彦伝」(警醒社、一九五九年)。
- (10) 『日本基督教団新報』昭和二十年六月一・十・二十日合併号(注⑧)。
- (11) 佐治孝典「土着と挫折」(新教出版社、一九九二年)。
- (12) 袖井、前掲書、二二九頁。両宮栄一は、平和主義者として節を全うしようとしていた賀川にしては不思議としている。「賀川豊彦と敗戦」「賀川豊彦研究」第9号一九八六年。
- (13) 横山、前掲書、四一三―四一九頁。この一文は九月二日、英字新聞「ニッポン・タイムズ」にも英訳が掲載された。
- (14) 昭和二十年十月四日「朝日新聞」、朝日新聞社座談会「アメリカ民主主義」。
- (15) 佐治孝典「占領下のキリスト教」『福音と世界』、一九八二年一・三月号。
- (16) 栗屋憲太郎「東京裁判にみる戦後処理」「戦争責任・戦後責任」(朝日新聞社、一九九四年) など。
- (17) 『教団新報』には、昭和二年の東京教区紀元節連合礼拝(富士見町)、昭和二年の京都・大阪・兵庫教区主催の新嘗祭礼拝(西宮京阪野球場)などの記事が見られる。
- (18) 安藤肇「あるキリスト者の戦争体験」、一三九頁。
- (19) 映画監督伊丹万作は、戦後すぐに「戦争責任者の問題」を書き、騙される者の責任を問うた。「さて、多くの人が、今度の戦争でだまされていたという。みながみな口を揃えてだまされていたという。私の知っている範囲ではおれがだまされたのだといった人間はまだ一人もない。……つまり日本人全体が夢中になって互にだましたりだまされたりしていたのだと思う。……しかしたまされた者は正しいとは、古来いかなる辞書にも決して書いてはないのである。だまされたと言えは、一切の責任から解放され、無条件で正義派になれるように働きがいている人は、もう一度よく顔を洗い直さねばならぬ。……私はさらに進んで、「だまされるということ自体がすでに一つの悪である」ことを主張したのである。『映画春秋』昭和二十一年八月号、「伊丹万作全集」I(筑摩書房)二〇五―二四頁。
- (20) 渡辺信夫「私の戦争責任」『福音と世界』、一九六一年八月号。「戦争責任と戦後責任」(教出版社、一九七二年)に収録。
- (21) 朝鮮戦争勃発の数日後、渡辺信夫は東海道線の下りの急行の中で、すれ違う軍用列車を見ながら戦争の空気を感ずる。そして、「私は慄然とした。わたしは自己の無内容さに気づいたからである。かつて、戦争に無抵抗のまま身をまかせたときの空白が、まだそのままになっていた。……わたしが自身自身の戦争責任をはっきり捕らえ始めたのはそのときである」と回顧する。渡辺信夫、前掲書、二九―三〇頁。
- (22) これ以前には、一九五三年に森岡巖氏が「福音と世界」(十一月号)に連載した「太平洋戦争と日本の教会」、あるいは一九五六年に基督教学徒兄弟団によってまとめられた対談集「近代日本とキリスト教―大正・昭和篇」のなかの「戦時下のキリスト教」などがある。これらは批判的な目をもつて戦時下の歴史を記述しているが、安藤牧師の著書は、より告白的なものである。また、これ以後、一九五九年十一月号の「福音と世界」には「太平洋戦争における教会の戦争責任をめぐって」の座談会が載り、同誌の一九六一年八月号は「戦争責任について」を特集している。
- (23) 大塩清之助「教会の罪の告白」『福音と世界』一九六七年一月。
- (24) 稲垣久和「大嘗祭とキリスト教」(いのちのことば社、一九九〇年)は、大嘗祭を支える日本人の宗教性に注目し、橋本龍三「福音宣教における天皇制の問題」『福音主義神学』二十一号(一九九〇年)は、これを福音宣教の課題として改めて指摘した。
- (25) 柳田友信「日本基督教史」、ケアンズ『基督教全史』に収録(聖書図書刊行会、一九五七年)。
- (26) 額綱厚「時効なき罪責を担う」『福音と世界』(新教出版社、一九九五年八月)。
- (27) 渡辺信夫「戦争の罪責を担って」(新教出版社、一九九四年)三一頁。

(日本基督教団吾妻教会牧師・東京基督神学校非常勤講師)